

平成27年度末 鉄軌道駅における段差解消への対応状況について

平成28年3月31日現在

事業者名	1日当たりの平均利用者が3千人以上の駅				全駅		
	駅数 A	段差が解消されている駅		駅数	段差が解消されている駅		
		B	B/A * 100		C	C/A * 100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅
JR北海道	46	37 (80.4%)	34 (73.9%)	435	46	43	
JR東日本	551	494 (89.7%)	482 (87.5%)	1,650	693	669	
JR東海	107	94 (87.9%)	91 (85.0%)	400	204	125	
JR西日本	373	335 (89.8%)	319 (85.5%)	1,194	592	468	
JR四国	14	13 (92.9%)	10 (71.4%)	259	150	44	
JR九州	114	96 (84.2%)	90 (78.9%)	565	190	154	
JR旅客会社6社 小計	1,205	1,069 (88.7%)	1,026 (85.1%)	4,503	1,875	1,503	
東武鉄道	127	123 (96.9%)	121 (95.3%)	196	137	129	
西武鉄道	80	80 (100.0%)	79 (98.8%)	91	85	83	
京成電鉄	58	52 (89.7%)	52 (89.7%)	65	53	53	
京王電鉄	68	68 (100.0%)	68 (100.0%)	68	68	68	
小田急電鉄	70	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70	70	70	
東京急行電鉄	86	86 (100.0%)	86 (100.0%)	87	87	87	
京浜急行電鉄	72	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72	72	72	
相模鉄道	23	23 (100.0%)	23 (100.0%)	24	24	24	
名古屋鉄道	145	135 (93.1%)	111 (76.6%)	272	241	193	
近畿日本鉄道	156	148 (94.9%)	116 (74.4%)	283	242	136	
南海電気鉄道	63	56 (88.9%)	52 (82.5%)	100	65	56	
京阪電気鉄道	64	64 (100.0%)	60 (93.8%)	88	77	63	
阪急電鉄	87	84 (96.6%)	74 (85.1%)	87	84	75	
阪神電気鉄道	47	42 (89.4%)	42 (89.4%)	49	44	42	
西日本鉄道	31	30 (96.8%)	27 (87.1%)	72	62	31	
大手民鉄15社 小計	1,177	1,133 (96.3%)	1,053 (89.5%)	1,624	1,411	1,182	
東京地下鉄	138	138 (100.0%)	107 (77.5%)	138	138	107	
札幌市交通局	46	46 (100.0%)	43 (93.5%)	46	46	43	
仙台市交通局	29	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29	29	29	
東京都交通局	96	96 (100.0%)	58 (60.4%)	96	96	58	
横浜市交通局	40	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40	40	40	
名古屋市交通局	85	85 (100.0%)	84 (98.8%)	85	85	84	
京都市交通局	31	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31	31	31	
大阪市交通局	100	100 (100.0%)	100 (100.0%)	100	100	100	
神戸市交通局	24	24 (100.0%)	18 (75.0%)	25	25	19	
福岡市交通局	34	34 (100.0%)	34 (100.0%)	35	35	35	
地下鉄10社局 小計	623	623 (100.0%)	544 (87.3%)	625	625	546	
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	3,005	2,825 (94.0%)	2,623 (87.3%)	6,752	3,911	3,231	
中小民鉄、路面電車等 小計	537	495 (92.2%)	422 (78.6%)	2,735	1,658	1,039	
鉄軌道全体 合計	3,542	3,320 (93.7%)	3,045 (86.0%)	9,487	5,569	4,270	
(参考) 平成26年度末の数値	3,497	3,227 (92.3%)	2,964 (84.8%)	9,479	5,475	4,188	

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

2. 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。

3. 「段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。

4. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

5. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

6. ()内は、3千人以上の駅に対する割合(%)を示している。